

## 農業委員会第35回総会議事録

1 日 時 令和8年5月14日(木) 午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3 出席委員(16人)

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1番	前田 和幸	2番	間崎 孝至	3番	桐生 五郎
4番	渥美 利男	5番	打田 光橋	6番	浦川 広巳
7番	山中 進	8番	阪田 泰久	9番	市川 正之
10番	舘 宣一	12番	平子 伸	13番	稲田 利幹
16番	大野 久美子	17番	小林 登志樹		

4 欠席委員(3人)

14番	上田 みね子	15番	豊田 栄美子	19番	鈴木 啓之
-----	--------	-----	--------	-----	-------

5 事務局

農業委員会事務局 中西次長、森総務GL、吉村農地GL、今村、島田

6 議事

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)
	第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)
	第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)
	第6号議案	農用地利用集積等促進計画について
	第7号議案	農用地利用集積等促進計画取消の承認について

- 報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告事項第2号 使用貸借契約の解約について
- 報告事項第3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）
- 報告事項第4号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告事項第5号 農地法第5条の規定による届出について（所有権）
- 報告事項第6号 農地法第5条の規定による届出について（貸借権）
- 報告事項第7号 非農地証明願いについて
- 報告事項第8号 時効取得による移転について
- 報告事項第9号 取消願の承認について
- 報告事項第10号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第2 令和7年度の非農地判断について

第3 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

第4 農業経営基盤強化促進法第19条に定める地域計画の変更に関する意見聴取について

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第35回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

## 事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくお願いたします。

## 議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第35回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号 第2番 間崎孝至委員、議席番号 第3番 桐生五郎委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

## 事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

まず、1の45番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は403㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、2の40番は庄野地区、申請地は庄野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は588㎡です。取得後は水稲を栽培するとの申請です。

続きまして、3の33番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は1,243㎡です。取得後は花木を栽培するとの申請です。

続きまして、3の34番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は290㎡です。取得後は花木を栽培するとの申請です。なお、3の33番と合わせて高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、3の42番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は3,062㎡です。取得後は水稲と小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、5の41番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,065㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、6の44番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目は田・現況地目は畑、面積は998㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、自家菜園等として利用する予定であり、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9の49番は河曲地区、申請地は十宮町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,014㎡です。取得後は水稲を栽培するとの申請です。

続きまして、10の28番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目は田・現況地目は畑、面積は148㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢

者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、12の27番は玉垣地区、申請地は岸岡町地内、登記地目は田・現況地目は畑、面積は1,291㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、13の48番は若松地区、申請地は若松西三丁目町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は343㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、16の35番は天名地区、申請地は御園町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は3,030㎡です。取得後は水稻と小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、17の31番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田が5筆、合計面積は4,126㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、17の32番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は2,400㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、18の43番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目・現況地目とも田が4筆、合計面積は1,664㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、18の46番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、合計面積は2,296㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、18の47番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,256㎡です。取得後は水稻育苗を栽培するとの申請です。

続きまして、19の29番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は1,155㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機、農用自動車を所有しており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、20の39番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は7,933㎡です。取得後は、芝を栽培するとの申請です。なお、耕作面積は0となっていますが、農作業歴が27年あり、新規就農ではないことを確認しています。

続きまして、22の26番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は318㎡です。取得後は、果物を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、自家菜園として利用する予定であり、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22の36番は、鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は2,309㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

続きまして、22の37番は、鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目、現況地目とも畑が1筆、登記地目、現況地目ともに田が3筆、合計面積は6,202㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

続きまして、22の38番は、鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目は田、現況地目は畑が2筆、合計面積は4,180㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は23件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

まず、9の2番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は1,212㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、耕運機を所有しており、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は1件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、御審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書6ページ、及び位置図の1ページを御覧ください。

まず、5の2番は、石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目は畑、現況地目

は雑種地、面積は 90 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を進入用道路用地とするものです。申請人は、昭和 59 年頃より当該地を自宅への進入路として使用しており、始末書も添付されていることから、これを追認するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、10 の 4 番は、一ノ宮地区、申請地は南長太町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地が 2 筆、合計面積は 100 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請人は、平成 15 年より隣接する店舗の来客者駐車場として当該地を使用しており、始末書も添付されていることから、これを追認するものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、既存施設の拡張に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、11 の 3 番は、箕田地区、申請地は南林崎町地内、登記地目・田、現況地目・雑種地、面積は 33 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を隣接する農業用倉庫の敷地の一部とするものです。申請人は、平成 7 年より隣接する農業用倉庫の敷地として当該地を使用しており、始末書も添付されていることから、これを追認するものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、既存施設の拡張に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は 3 件、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 3 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書 7 ページ、及び先ほど御覧いただいた位置図の続き 4 ページを御覧ください。

まず、4 の 5 番は牧田地区、申請地は岡田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,129 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、446.9 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、6の15番は白子地区、申請地は寺家七丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,004㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、近隣で太陽光発電の事業を行っていますが、毎回資材置場の確保に苦慮しており、自社にて確保するために、今回の申請に至りました。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の14番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,001㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、422.1㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の4番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は555㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、土木建築工事業を営んでおり、中箕田を中心とした受注量増加に伴い現在利用している資材置場が手狭になってきたことから当該地を資材置場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の12番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,315㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、436.58㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の13番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,363㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.54㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、11の7番は箕田地区、申請地は上箕田二丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は802㎡です。申請内容は、当該地を資材置き場及び駐車場用地として転用するものです。申請者は建築設備業を営んでおり、現在利用している資材置場が手狭になり、事務所周辺に新たな資材置場を確保するために申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、12の16番は玉垣地区、申請地は肥田町地内、登記地目・現況地目とも田が3筆、合計面積は2,163㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地として転用するものです。申請者は、当該地の隣接地で自動車部品製造業を営んでおり、現在、貸借中の駐車場が今年6月に契約期間満了となり、更新されない事から、新たな駐車場を確保するために申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の8番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,644㎡です。一体利用地を含めると、3,324.2㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、2,311㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の6番は鈴峰地区、申請地は小社町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、合計面積は700㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、416.89㎡です。農地区分は、第2種農

地と判断されます。

続きまして、23 の 9 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,043 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、409 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、23 の 10 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 978 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、409 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、23 の 11 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,604 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地として転用するものです。パネル設置面積は、409 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 13 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何か御意見御異議ございませんか。

浦川委員

東庄内町の案件は古墳が近くにあるようですが問題ないですか。

事務局

御指摘のとおり、文化財保護法で掘削箇所の届出が必要となる区域内にあります。本件に関しては、届出済みであり適切です。

小林委員

カメムシの大量発生が問題となっています。その原因として太陽光パネルが越冬の場となっていると聞きました。農作物への被害が増加しないか懸念しています。ガイドラインにカメムシ対策を盛り込むなど対策はできないでしょうか。

事務局

本件に関する国や県からの通知はございません。現状では、因果化関係が不明のため今後の動向を踏まえ検討していきます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 4 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について（貸借権）

について、でございます。

議案書 9 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 17 ページ目をご覧ください。

まず、3 の 11 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 403 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

続きまして、8 の 8 番は飯野地区、申請地は飯野寺家町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,536 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を資材置場（一時転用）用地とするものです。申請者は土木工事業を営んでおり、近隣で行われている、国土交通省発注の公共工事のため資材置場を確保するものです。復元計画書も添付されています。農地区分は、農用地区域内農地です。農用地区域内農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、一時転用であるため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、9 の 10 番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 2,562 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を土砂採取（一時転用）用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、11 の 12 番は箕田地区、申請地は南林崎町地内、登記地目 田・現況地目 畑、面積は 457 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を店舗兼分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、集落に接続する農地であるため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は 4 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

浦川委員

9 の 10 番は、地図上に「遺跡発掘調査中」と書いてありますが、問題ありませんか。

事務局

現在、調査完了済みと確認ができていますので、問題ございません。

浦川委員

集落接続の考え方について。周囲に、住宅が 1 軒あればよいのですか。

事務局

現在の鈴鹿市の基準では、問題ございません。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第5号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第6号議案農用地 利用集積等 促進計画についてでございます。

別冊の 農用地 利用集積等 促進計画（案）の8ページ45番は、市川正之委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により市川正之委員の退席を求めます。

（市川正之委員退席確認）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書8ページをお開きください。45番は、石薬師地区で使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、市川正之委員の着席を求めます。

（市川正之委員着席確認）

続きまして、12ページ61番と13ページから15ページの66番から74番は、稲田敏幹委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により稲田敏幹委員の退席を求めます。

（稲田敏幹委員退席確認）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書12ページをお開きください。61番は、河曲地区で収穫高に合わせた米の物納の貸借です。

計画書13ページから15ページをお開きください。66番から74番は、一ノ宮地区で収穫高に合わせた米の物納の貸借です。

以上、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、稲田敏幹委員の着席を求めます。

（稲田敏幹委員着席確認）

続きまして、18 ページ 85 番と 86 番は、間崎孝至委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により間崎孝至委員の退席を求めます。

（間崎孝至委員退席確認）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

計画書 18 ページをお開きください。85 番及び 86 番は、若松地区で 10a 当たり米 25kg の賃貸借です。

以上、御審議のほどよろしく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、大野久美子委員の着席を求めます。

（間崎孝至委員着席）

議長（会長）

引き続き、残りの第 5 号議案につきまして事務局より説明いたします。

事務局

計画書 1 ページをお開きください。2 ページは庄野地区です。

1 番から 4 番は、10a 当たり米 20kg から 60kg の賃貸借です。

2 ページは加佐登地区です。5 番と 6 番は、2 筆で 6 万円の賃貸借です。7 番から 10 番は 10a 当たり 23,880 円の賃貸借です。

3 ページから 7 ページは牧田地区です。11 番から 44 番は、10a 当たり米 10kg から 60kg の賃貸借、及び収穫高に合わせた米の物納の賃貸借です。

8 ページは石薬師地区で、冒頭でご説明いたしました。

9 ページは、白子地区です。46 番から 49 番は、使用貸借です。

10 ページは、飯野地区です。50 は、10a 当たり米 60kg の賃貸借です。

11 ページから 12 ページは河曲地区です。51 番から 60 番は、10a 当たり米 20kg から 60kg の賃貸借、米 20 kg 相当現金の賃貸借です。

13 ページから 14 ページは一ノ宮地区です。62 番から 65 番は、10a 当たり米 25kg と 50kg の賃貸借です。

15 ページは箕田地区で、冒頭でご説明いたしました。

16 ページは玉垣地区です。75 番は、10a 当たり米 25kg から 60kg の賃貸借です。

17 ページから 19 ページは若松地区です。76 番から 84 番及び 87 番から 90 番は、10a 当たり米 25kg の賃貸借と使用貸借です。

20 ページの 91 番は栄地区で、10a 当たり米 20kg の賃貸借です。

21 ページは井田川地区です。92 番、93 番は、10a 当たり米 30kg の賃貸借です。

22 ページは久間田地区です。94 番から 97 番は、10a 当たり 10,000 円の賃貸借と使用貸借です。

23 ページから 24 ページは、鈴峰地区です。98 番から 107 番は、使用貸借と 10a 当たり 10,000 円から 20,000 円の賃貸借と使用貸借です。

25 ページは庄内地区です。108 番から 109 番は、使用貸借です。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。別段無いようでございますので第 6 号議案は、全員賛成で承認といたします。第 6 号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 7 号議案農用地 利用集積等 促進計画 取消の承認 について事務局より説明いたします。

事務局

第 7 号議案 農用地利用集積等促進計画の取り消しについて、説明いたします。

地区は庄内地区で、承認総会は令和 8 年 4 月です。申請の種類は、使用貸借権の設定です。取消理由は、重複申請で、すでに令和 8 年 2 月総会で承認をいただいています。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何か、御意見御異議ございませんか。

別段無いようでございますので第 7 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 10 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（報告事項説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 10 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、御質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。議事進行へのご協力、ありがとうございました。

次に、その他事項に移らせていただきます。

その他事項1点目、例年、各地区に実施いただいています「農地利用状況調査について」事務局から説明をお願いします。

事務局

農地利用状況調査の実施について、連絡させていただきます。資料1の「農地利用状況調査の流れについて」をご覧ください。農地法では、毎年、管内にある農地の利用状況について、調査を行わなければならないと定められております。この調査が農地利用状況調査となります。地域の農地利用の総点検、荒廃農地の状況把握と発生防止・解消指導を目的とし、実施するものです。調査期間につきましては、昨年まで、毎年7月から8月までとし、各地区農業委員会に実施していただいていたが、近年の猛暑による体調への配慮とし、本年は6月から9月まで実施していただきます。内容につきましては、昨年度の調査データが反映された地図を、5月21日（木）に開催予定の地区市民センター所長会で各所長に依頼し、各地区委員会に配布します。この地図を基にして、昨年からの状況に変更があるかの調査を実施することになります。次に、調査方法は、過去1年以上耕作が行われていない農地をA分類として、黄色の着色、また、再生利用が困難、かつ今後の利用増進を図ることが見込まれない農地をB分類として、赤色に着色します。なお、今年度から非農地判定と農地転用をした土地の着色を追加します。そして、地区委員会で精査し、9月末までに更新した地図を事務局へ提出いただく流れになります。なお、「広報すずか6月号」で、6月から9月にかけて利用状況調査を行う旨の掲載を予定しております。また、調査の詳細につきましては、5月29日に開催予定の合同研修会において各地区委員会の会長に対して説明させていただく予定です。

以上が、農地利用状況調査の実施についての説明となります。

議長（会長）

事務局から説明がありましたこの件につきまして、何か、御質問はございませんか。

森田職務代理

中間管理機構への貸出の意向を示す青色の着色が以前はあったと思います。

事務局

荒廃農地調査が目的のため、青を無くし、黄色に統一しました。

議長（会長）

他に無いようですので、この件は、以上とさせていただきます。予定しておりました事項は以上となりますが、折角の機会ですので、委員の方から他に何かございませんでしょうか。

事務局

事務局よりお2点お伝えしたいことがあります。

1点目。新規就農者の追跡についてです。農林水産省に追跡調査の結果を共有するよう求めています。引き続き取り組んでまいります。

2点目。本日、御意見のあったカメムシについて。太陽光発電施設に限らず、草刈り不足の可能性なども考慮してガイドラインへの対応を検討する。

前田委員

近隣では国交省の土地でも荒れ地が発生しています。農地に限らない話かと思いません。

事務局

今回、農地利用状況調査実施月の変更を行いました。これ以外でも改善してまいりますので、御意見を引き続きお願いいたします。

議長（会長）

事務局から、説明がありました。皆さんからの、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。別段無いようですので、以上とさせていただきます。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。